○七一三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）					X
○七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの					A
	その他のもの					
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの					X
	その他のもの					A
○七一三・三九	その他のもの					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの					A
	その他のもの					
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの					X
	その他のもの					A
○七一三・四〇	ひら豆					X
○七一三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）					A
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの					A
	その他のもの					
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの					X
	その他のもの					A
○七一三・九〇	その他のもの					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの					A
	その他のもの					
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの					X
	その他のもの					A
○七・一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄					X
○七一四・一〇	カッサバ芋					
	冷凍したもの					A
	飼料用のもの					
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
	その他のもの					X
	粉又はミールのペレット					A
	飼料用のもの					
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
	その他のもの					
	飼料用のもの					
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
○七一四・二〇	かんしょ					
	冷凍したもの					A
	その他のもの					X

○七一四・九〇	その他のもの					X
	冷凍したもの					A
	さといも					X
	その他のもの					A
	その他のもの					X
	第八類					
○八・〇一	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮					
	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）					A
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）					
	アーモンド					
○八〇二・一一	殻付きのもの	一〇％	B10			
○八〇二・一二	殻を除いたもの	一二％	B10			
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）					
○八〇二・二一	殻付きのもの	九％	B10			
○八〇二・二二	殻を除いたもの					
	くるみ					
○八〇二・三一	殻付きのもの	一〇％	B10			
○八〇二・三二	殻を除いたもの	一〇％	B10			
	くり（カスタネア属のもの）					
○八〇二・四〇	ピスタチオナット	九・六％	B15			
○八〇二・五〇	マカダミアナット					
○八〇二・六〇	その他のもの					
○八〇二・九〇	びんろう子及びペカン	一二％	B10			
	その他のもの					
○八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）					
	生鮮のもの	三％	B10			
	乾燥したもの					
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）					
○八〇四・一〇	なつめやしの実	一七％	B15			
○八〇四・二〇	いちじく	一七％	B15			
○八〇四・三〇	パイナップル	七・二％	C			
	生鮮のもの					
	乾燥したもの					
○八〇四・四〇	アボカドー					
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン					
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）					
○八〇五・一〇	オレンジ	一六％	B15			
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの					
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	三二％	B15			
○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	一七％	B15			
○八〇五・四〇	グレープフルーツ（ポメロを含む。）	一〇％	B10			
○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）					A